

議案第 32 号

国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 9 月 10 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

国民健康保険法の改正により、罰則規定の見直しを行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険条例(昭和34年勝山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第 13 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 9 項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。	(罰則) 第 13 条 本市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは <u>第 5 項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は</u> ____虚偽の届出をした場合____ ____においては、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。